

わずかな  
年金引き  
上げでは

# 生活できません!!

異常な物価高が年金生活者を直撃しています。「月8万、食事は1日2回」「命がつるか、貯金がつるか」「どうやって切り詰めたらいいのか、苦しみだけ」の声があふれています。

国民年金法第4条では「年金の額は国民の生活に著しい変動が生じた場合には、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」と言明しています。

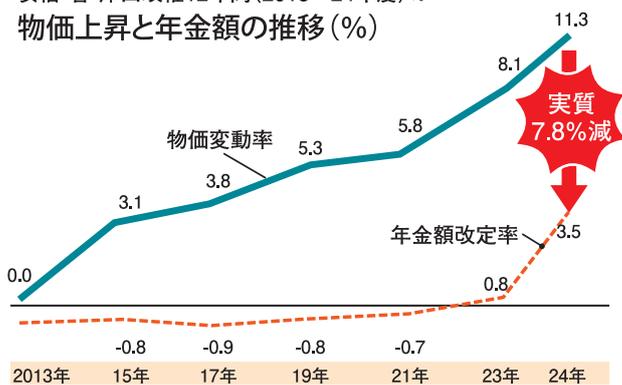
岸田政権は、軍事費の増額をやめ、社会保障や年金の引き上げにこそ財源を使うべきです。



## 物価上昇を上回る 年金の引き上げを

### 物価は29カ月連続上昇 年金は12年で実質7.8%減

安倍・菅・岸田政権12年間(2013~24年度)の物価上昇と年金額の推移(%)



総務省発表(2月27日)の24年1月の消費者物価指数は29カ月連続の上昇です。一方、第2次安倍政権以降の12年間で年金は実質7.8%も削減、さらに国保料・税1.5倍、介護保険料2倍など社会保険料の引き上げ、消費税の2度の増税などで、年金の実質的な価値は大きく目減りしています。

政府は今年度の公的年金を2.7%プラス改定するとしています。が、物価上昇にすら追いつきません。相次ぐ物価高に高齢者や年金受給者の生活は苦しさを増しています。岸田首相は、「物価高を上回る所得の実現」と言っています。今すぐ生活できる年金額に引き上げるべきです。

年金者組合は  
厚生労働省に  
要請しています

- 物価上昇を上回る年金の引き上げを
- 10万円未満の年金受給者に一時金として「10万円」の支給を
- 年金減額ルールを見直し、物価上昇に基づく増額改定を



全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル  
TEL 03-5978-2751 FAX 03-5978-2777 Email:honbu@nenkinsha-u.org

あなたも  
年金者  
組合へ

## 年金裁判 最高裁兵庫事案

# 不当判決に

# 怒り



年金裁判は平成24年改正法による「2.5%の年金削減」の取り消しと差額分の返還を求めた裁判です。39地裁と36高裁で「原告の請求を棄却する」という不当判決が出されました。

全国の地裁で181人の原告が低年金、特に女性の厳しい生活を証言しました。「7万円の年金で電気・ガスも節約」など、年金だけでは生活できないという高齢者の暮らしが多く、マスコミで紹介され、社会的な問題になってきました。



## 年金の役割は **憲法25条** の 国民生活の維持向上を実現すること

## 最高裁は司法の役割を果たせ

### 最高裁も「年金だけで生活は困難」と

最高裁は、23年12月15日に兵庫原告団に「国の広範な裁量権」を認め、上告棄却の不当判決を言い渡しました。

しかし、三浦裁判官は補足意見で「年金受給者にとっては、年金額が減少する上、このような年金額では生活の安定を図ることが困難であることは否定できない」と低年金の実態を指摘しました。

### 年金生活者の声が最高裁に

原告らの「年金だけでは生活できない実態」の証言で、さいたま地裁判決や大阪地裁京都事案判決でも、低年金の実態が認められてきました。

最高裁に上告の際、大法廷での審理を要求。第8次に渡る最高裁要請行動と4万9000筆もの個人署名、2000通もの最高裁長官への手紙を提出するなど、運動を進めてきました。このような取り組みで、最高裁にもようやく低年金生活者の声が届き始めました。

#### 生活保護裁判 名古屋高裁判決

### 10%の減額は違法 1万円の損害賠償

「生活保護費を減額した決定の取り消し」を求めた裁判は、全国29地裁で争われこれまでに15地裁で原告勝訴の判決が出されています。

名古屋高裁では2023年11月30日に一審の敗訴判決を取り消し原告勝訴の判決を言い渡しました。判決で生活保護費の最大10%の減額は違法とし、さらに、余裕のない生活を強いられたとして、1人1万円の賠償を国に命じました。

国際基準  
無視の判決

国連社会権  
規約委員会に  
審査と協力を  
要請

